

国立大学法人大分大学におけるクライシスマネジメント機構の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

令和4年3月22日制定  
令和4年規程第38号

(国立大学法人大分大学教育研究評議会の評議員選考に関する規程の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学教育研究評議会の評議員選考に関する規程(令和2年規程第7号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第1条の規定中「同条第1項第11号の評議員」を「同条第1項第12号の評議員」とする。
- (2) 第2条各号列記以外の部分中「規則第2条第1項第11号」を「規則第2条第1項第12号」とする。

(国立大学法人大分大学部局を定める規程の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学部局を定める規程(平成16年規程第14号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第2条第2項第1号の規定中「各学部，各大学院研究科，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，事務局」を「各学部，各大学院研究科，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，事務局」とする。
- (2) 第2条第2項第2号の規定中「各学部，各大学院研究科，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，医学部附属病院，教育学部各附属学校，事務局」を「各学部，各大学院研究科，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，医学部附属病院，教育学部各附属学校，事務局」とする。
- (3) 第2条第3項第1号の規定中「各学部，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，事務局」を「各学部，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，事務局」とする。
- (4) 第2条第3項第2号の規定中「各学部，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，教育学部各附属学校，医学部附属病院，事務局」を「各学部，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，各学内共同教育研究施設，保健管理センター，IRセンター，教育学部各附属学校，医学部附属病院，事務局」とする。
- (5) 第2条第3項第3号の規定中「各学部，各附属学校，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，学術情報拠点，事務局」を「各学部，各附属学校，グローバル感染症研究センター，教育マネジメント機構，研究マネジメント機構，クライシスマネジメント機構，学術情報拠点，事務局」とする。

(国立大学法人大分大学公印規程の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学公印規程(平成16年規程第9号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表の部局等印の部中「大分大学研究マネジメント機構の印」の項の次に次のように加える。

大分大学クライシスマネジメント機構の印	28	産学連携課長	部局長	
---------------------	----	--------	-----	--

(2) 別表の職印の部中「大分大学研究マネジメント機構長の印」の項の次に次のように加える。

大分大学クライシスマネジメント機構長の印	30	産学連携課長	部局長	
----------------------	----	--------	-----	--

(国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学内部規則等の制定改廃等に関する規程(平成20年規程第84号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 第9条第2号の規定中「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、クライシスマネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。
- (2) 第10条第2項の規定中「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」を「教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、クライシスマネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議、学内共同教育研究施設等管理委員会」とする。

(国立大学法人大分大学予算管理規程の一部改正)

第5条 国立大学法人大分大学予算管理規程(平成16年規程第53号)について、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 別表第2中「研究マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

クライシスマネジメント機構	機構長	
---------------	-----	--

- (2) 別表第3中「研究マネジメント機構」の項の次に次のように加える。

クライシスマネジメント機構	機構長	研究推進部産学連携課長	
---------------	-----	-------------	--

(国立大学法人大分大学予算委員会規程の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学予算委員会規程(平成17年規程第84号)第4条第1項第15号を第16号とし、第6号から第14号を1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) クライシスマネジメント機構長

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。